


所管部課	学校教育部 学校教育課	部長	阿部 晴彦	
件名	東大和市就学支援委員会規程の一部を改正する規程について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要旨				
<p>本規程は、東大和市立小学校及び中学校の就学予定者並びに小・中学校に在籍する児童及び生徒のうち、心身に障害がある者その他の教育上の特別な支援が必要な者に対して適正な就学等の支援を行うための委員会の設置等について定めたものである。</p> <p>平成29年度の組織改正にあたり、学校教育課を教育指導課に改め、所要の改正を行うものである。</p> <p>(改正の内容) 『教育委員会学校教育部学校教育課』から『教育委員会学校教育部教育指導課』に改める。</p> <p>(施行日) 平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(影響及び効果) 手続き等、適正な事務の執行に資する。</p>				
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)				
<p>(1) 規程の案文は、文書課において審査済み。</p> <p>(2) 平成29年3月24日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p> <p>(3) 平成29年3月27日に公布済み。</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。